

# Japan tax alert

EY税理士法人

## タイ、移転価格法案 改正案を発表

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてのアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

2018年9月27日、タイの国家法制議会は、移転価格法案(TP法案)の改正案を公表しました。新しい草案は、2015年5月に原則承認された最初の法案に関する2017年7月の公聴会でのコメントを考慮に入れています<sup>1</sup>。

TP法案の主要事項は次の通りです。

- ▶ 新しい移転価格法は、2019年1月1日以降に開始する会計年度に適用されます。
- ▶ 関連者を有する納税者<sup>2</sup>は、関連者との関係の説明を含む報告書を作成し、指定された書式に従って各会計年度の関連者間取引の金額を開示し、会計年度終了から150日以内に税務当局に提出する必要があります。
- ▶ 当該義務の対象となる納税者の収益基準額は、年間2億バーツ(約600万米ドル)です(原案の年間3,000万バーツ(約90万米ドル)から増加)。
- ▶ 正当な理由なく必要な報告書及び/もしくは追加の書類/証拠を提出しなかった場合、または不完全/間違った書類もしくは証拠を提出した場合には、罰則が課されます。

国家法制議会は、早急に法案を立法化する可能性が高いと思われます。したがって、過去に移転価格文書を作成していない納税者は、この措置の詳細及び関連規則の発表に先立って、移転価格文書作成準備の第一歩として関連者間取引のレビューを開始することが推奨されます。

## 巻末注

- 2018年1月8日付Japan tax alert「[タイ内閣、移転価格法草案を承認](#)」をご参照ください。
- このドラフトの条文に基づく、納税者が関連者との取引を行っているかどうかにかかわらず、関連者を有し、収益基準を満たす納税者には開示要件が適用されます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

### EY税理士法人

須藤 一郎	パートナー	ichiro.suto@jp.ey.com
古瀬 裕久	アシエートパートナー	hirohisa.furuse@th.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊社では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
- 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

#### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20181018

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)